議 長| 次に、質問順位2番 10番議員 中村充子君

議 長 中村充子君

中村議員 おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

小学校のバス通学については、先回同僚議員から質問をいたしました。新型コロナウイルス感染症の中、学校が42日間の休校となり、夏休みを短くして登校することとなりました。その際、保護者の要望に応えて教育委員会が9月までのバス通学を決めたとお聞きしています。

教育長は熊や猿などの目撃情報、車の往来、天候等やブロック塀の倒壊事故を含めて園や学校、教育委員会も危惧しており、必要に応じて見守り活動を強化したり、保護者に迎えにきていただいたりしているとお答えになっています。

また教育長は、義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内であることと基準が示されており、昨今児童生徒の体力低下が心配される中、約2キロメートルという距離の生徒通学は体力の向上にもつながっているとし、集団登下校は高学年が低学年の世話をすることにより、責任感やリーダーシップが醸成され、責任ある行動が期待できる。このように、知徳体という観点から、バスは出さないと判断されています。

2 キロメートルを歩いて通学することで子どもの育ちに良い面が沢山あることは理解できます。

教育長が言われている教育的意義に反対するものではあり ません。

しかし、今は誘拐や性犯罪の危険のある中、教育的意義を唱えご理解いただきたいと答弁されましても、和木町でそのような犯罪が起きた時はどうなさいますか。このような事を心配されている保護者に寄り添った子どもの安心・安全のためバス通学を継続していただくよう改めてお伺いいたします。

議 長 重岡教育長

重岡教育長

中村議員のご質問にお答えいたします。

関ヶ浜地区のバス通学ですが、これは不審者・変質者対策を 第一に考えたものではなく、夏季休業中に授業日を設定したこ とと、新型コロナウイルス感染症及び熱中症の予防ということ から、6月に小学校の校長・教頭、関ヶ浜地区の2名の保護者 代表と私が、小学校で協議をし、7月6日から9月30日まで の授業日に下校用の臨時バスを出すこととなりました。法に示 されている小学校でおおむね4キロメートル以内という規定 はありますが、新型コロナウイルス感染症対策における本年度 限りの特別な救済措置であることをご理解いただければと思 います。和木町内においては、防犯カメラの設置等により、痴 漢や強制わいせつなどの性犯罪はないと報告されており、現時 点では、比較的安心・安全な町であると言えるのではないでし ょうか。子どもたちの安全については、今後も、学校安全の3 領域(防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全)の取組を重 視しており、総合的かつ効果的に推進し、学校の危機管理対応 能力の強化と子どもたちの安全に関する資質能力の向上を図 ってまいりたいと思っております。

学校・家庭・地域及び関係機関が一体となり、地域ぐるみで 学校安全の取組を推進することが重要であると考えておりま す。

議長

中村充子君

中村議員

この度のバス通学は熱中症を防ぐためということでございました。そして誘拐等の危険な事もないし防犯カメラもあるということで、バス通学をしないという、結論づけたということになると思いますが。教育長のおっしゃるとおりなんですけれども、ここに「小学生の学力をあげる秋田県式勉強ルール」という本がございます。全国学力テスト6回連続1位の秋田県の教育のエッセンスを詰め込んだ1冊です。この本の80ページ

に学校には歩いて通学しよう、歩いて通う事をきっかけとして体力の向上と健康の増進を図ろうというものでした。良い点が 5 点挙げられています。今教育長が答弁されたとおりでございます。悪い点は書かれておりません。良い事を見つけることは教育上必要なことです。しかし何が起きるかわからないと保護者が心配しているのも事実であります。81ページにはワンポイントアドバイスとして家が学校から近かったり徒歩圏外の通学の時は、ラジオ体操などで朝は体を動かすのも良いでしょうと記されています。家が学校から近かったりバス通学の人でも、学校の工夫次第で体力をつけたり思いやりを育んだりできるのではないでしょうか。これまで、何度も同僚議員が質問をして、同じ答えをいただいております。保護者に寄り添ったお考えがいただけず大変残念です。

それでは、次の質問に入ります。

保育・教育現場に性犯罪歴のないことを示す証明書を導入してほしいという声があります。保育や教育の現場で子どもが性被害に巻き込まれる事件が相次ぐ中、子どもに関わる仕事に就く人に性犯罪歴がないことを示す「無犯罪証明書」の提出を義務付けるように求める動きが広がっています。保育従事者の男性保育士も「証明書があれば自信を持って働ける」という方もいたということです。英国では、18歳未満の子どもや障害者に関わる仕事をする個人、ボランティアも含めて国の教育監査機関に犯罪や通報歴がないことを示す証明書を提出します。

8月23日の新聞で性犯罪者厳罰化に政府が本腰をいれる という記事がありました。わいせつ行為により失効した教員免 許の再取得期間を3年から5年に延長するなどの記載でした。

わいせつ行為をしていても5年経てば教育現場に戻れるという現実があります。

危険人物は身近にいるということもあり得るのです。

性犯罪歴の無いことを示す証明書について教育長はいかが お考えでしょうか。

議 長 重岡教育長

重岡教育長

教育・保育の現場についてお話しをさせていただきます。

山口県の公立学校の任命権者は県教委ですが、採用試験後の 名簿登載者全員に、地方公務員法に規定する欠格条項の該当が ないことの確認を行うための書類を提出することとなってお ります。これは、他の都道府県においても同様でございます。

また、こども園等の町の職員採用については、任命権者が町ということになりますので、犯罪歴の有無については注意をしております。こども園の教員・保育士については、犯罪等の何らかの理由によって資格を失効した者について、各都道府県教委から山口県教育委員会を通じて失効している人物の氏名についての通知がありますので、採用はしておりません。

ただ、採用時に性犯罪歴等の欠格条項に該当しなかった者が、採用後に罪を犯すことも考えられますので、証明書の提出で安全が担保できるかというと難しいと考えられます。

さらに、参観日に来られる保護者や地域の方々、学校支援員や外部講師にも証明書の提出が必要かという議論もされております。だれに、どの程度関わっていれば提出を求めるのか、という線引きが難しいと言われております。

また、日本では、性犯罪等で教員資格を失っても、現行の教育職員免許法では3年で再取得できます。保育士資格は2年で再取得が可能です。性犯罪を起こした元教諭や元保育士が、免許を再取得し、場所を変えて教壇に立つ可能性があるということから、免許法の改正が課題となっております。これについては、先程中村議員がお話されたとおりでございます。

このことから、萩生田文部科学大臣は、本年7月に教育職員 免許法を改正する方針を示され、「児童生徒を守り育てる立場 にある教師が、児童生徒に対してわいせつ行為を行うなどとい うことは、断じてあってはならない」と述べられており、現在、 文部科学省等において、人権の視点も含めた議論・検討が始ま っております。今後の法改正に向けた動き等を注視しておりま すので、これ以上のコメントは差し控えたいと思います。

議 長 中村充子君

中村議員

お考え理解しました。

それでは、次の質問に入ります。

さくら遊園地からの飛び出しによる交通事故の後に和木町 に危険な場所がないか歩いてみました。

すると、危険な場所が沢山ありました。さくら遊園地のトイレ、教員住宅の裏の塀、さくら遊園地から県道に抜ける水路の道、下水道公園のトイレ、奥に向かう広場、保育所跡地、幼稚園跡地、空家、塀の高いお宅など挙げていけばきりがありません。事故の危険性だけでなく、子どもを誘拐しようとしたら連れ込める場所がありました。以前は土曜の夕方、警察や総務課長、園長や有志の方たちとパトロールをしていました。最近は町を歩いて安全点検をしておられるのでしょうか、伺います。

議 長

重岡教育長

重岡教育長

中村議員ご指摘のように、子どもを連れ込もうとすれば、 様々な危険箇所がございます。しかしながら、そのすべての建 物や道路、広場などを改善することは困難だと考えます。

まずは、児童生徒に対するKYT(危険予測トレーニング)を徹底することと併せて、地域の見守りの目が大切になってきます。学校・家庭における防犯教育、危険回避について指導していただくとともに、地域で子どもを育て、地域が子どもを守るという風土作りも、子どもたちを犯罪から守る上で大変重要であると考えております。

また、和木町内における通学路等の安全点検については、和木町通学路安全推進会議において、交通安全対策と防犯対策の 2点に絞って行っております。保護者アンケートを行い、保護 者と学校職員の両方の視点から、危険箇所を和木町安全マップ に掲載をしています。推進会議においては、この危険箇所に対 する対策等について、現地調査を行うことも含めて話し合って おります。これらを基に、学校や町の職員、警察(主に和木駐 在所でございますが)や関係機関が連携し、定期的・臨時的な 安全パトロールや長期休業中の防犯パトロール等を、下校時や 下校後・日没後の時間帯で実施しております。

特に、児童生徒の登下校における安全確保については、広報「わき」の9月号に見守り活動のお願いの文章を掲載させていただきました。防犯に対する意識を高め、町ぐるみで子どもたちの安全に関わる取組を推進したいと考えております。

議 長 中村充子君

中村議員

引き続き安全点検をよろしくお願いいたします。

幼児期から自分の身を守る教育の推進を是非お願いします。 子どもの保護者を含めた教育が必要だと思うからです。子ど もの親切心を利用して、助けてほしい、車の狭いところへ小さ いものを落としてしまったので取ってくれませんかと巧みに 声をかけて後ろから車に押し込め誘拐する手口などさまざま です。「停車している車に近づかない」これはいつも警察官か ら指導を受けています。大人は困っていても子どもに助けてと は言わないことを日々の生活の中で子どもたちに伝えていか なければなりません。山口県にもワンストップ支援センターが 設置されています。性暴力被害に合った場合に専用ダイヤルに 電話をすれば、専門の研修を受けた女性相談支援員が対応しま す。警察への届け出、緊急避妊や性感染症の検査、必要な医療 を受けること、心のカウンセリング、弁護士による法律相談も 受けることができます。このようなことを周知していただくこ とと、幼い頃から自分の身を守る性教育を是非していただくよ う、お願いいたしまして私の一般質問を終わります。

議 長 再質問はありませんか。

中村議員はい、ありません。

議 長 再質問がないようですので、以上で中村充子君の一般質問を終わります。